

令和5年7月(令和5年度第4回)  
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和5年7月25日(火) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	富永浩二
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	7番	福田智浩
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会 長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 6番 上岡 ヒトミ

5. 議事録署名委員 12番 黒江 幹 也 13番 冷 水 正 行

6. 議 題 議案第14号 農地法第3条許可申請の件について  
議案第15号 農地法第4条許可申請の件について  
議案第16号 農地法第5条許可申請の件について  
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 松元 幸一 次長兼係長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. — 閉会 —

## 第4回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和5年度肝付町農業委員会第4回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中15名です。6番の上岡ヒトミ委員から欠席届が提出されています。また、7番の福田委員から職場での緊急対応のため少し遅れて出席するとの連絡がございましたので、このまま総会を進めさせていただきます。</p> <p>次に会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>これから、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、12番の黒江幹也委員と13番の冷水正行委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第14号から議案第17号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、資料にあります日時、用件のとおりの会合に出席しております。【各会合について、内容報告あり。】</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第10号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第10号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は13件の申請で、所有権移転の売買が8件と贈与が4件、代物弁済が1件となっています。売買の8件は、田が4筆で3,427平方メートル、畑が8筆で6,169平方メートルです。贈与の4件は、田が12筆で8,274平方メートル畑が4筆で8,862平方メートルです。また、代物弁済の1件は、田が1筆で2,173平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号1番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が南方字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑が2筆で936平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で905平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が南方字〇〇 〇〇〇番、田が1筆で483平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が岸良字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で1,005平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が2筆で1,409平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号6番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で448平方メートルです。</p> <p>整理番号7番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で2,407平方メートルです。</p> <p>整理番号8番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への代物弁済で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で2,173平方メートルです。</p> <p>整理番号9番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外3筆、田が1筆で646平方メートル、畑が3筆で8,674平方メートルです。</p> <p>整理番号10番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外8筆、田が8筆で5,214平方メートル、畑が1筆で188平方メートルです。</p> <p>整理番号11番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆、畑が4筆で4,019平方メートルです。</p> <p>整理番号12番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇町の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で309平方メートルです。</p> <p>整理番号13番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番、田が1筆で89平方メートルです。</p> <p>以上、13件の申請については、いずれの譲受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から13番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、13件の申請について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第14号農地法第3条許可申請の13件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第15号農地法第4条許可申請の件「5-4-1」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「5-4-1」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番外1筆、地目は田で面積は2筆計1,256平方メートルです。</p> <p>転用目的が山林で高齢のため営農が難しくなったためシイタケ原木用のクヌギを植えたいことから申請が出ております。農地の区分は第2種農地のその他の農地に該当いたします。</p> <p>場所につきましては〇〇公民館から50メートル東へ進み右折し南へ250メートル進んだところ。雨水排水については自然浸透で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、「5-4-1」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、藤井委員。</p>

藤井委員	<p>「5-4-1」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>7月19日に大窪委員、私と事務局が2名、申請者及び申請代理人で現地調査を行いました。場所は事務局から説明がありましたとおりで、田んぼの一番始まりになる部分です。田の形状で飛び出した部分があり、面積にして1畝か2畝だと思いますが、その飛び出した部分の東西に田があり稲が定植してあります。</p> <p>それぞれの所有者には、4条申請で植林することを相談したところ、了解を頂いています。ただし、田に日陰を作るといけないということで田から少し離して植林をするということでしたので特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第4条許可申請の件「5-4-1」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>議案第16号農地法第5条許可申請の件「5-5-5」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「5-5-5」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で面積は528平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅、車庫で、現在、借家住まいのため申請地に持家を建築し永住したいとのことから申請が出ております。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当いたします。</p> <p>この件につきましては、農振除外申請があり令和5年2月20日に現地調査を行い、令和5年2月総会で審議していただいた案件であり、現在、県との変更協議中であります。申請内容については当時から変更ありません。県の許可は除外後となります。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、「5-5-5」については、令和5年2月に農地除外申請が提出され、その時点で現地調査を行っております。今回5条申請が提出されましたので、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-5-5」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>同じく、農地法第5条許可申請の件「5-5-6」について事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「5-5-6」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で面積は1,121平方メートルです。</p>

	<p>転用目的が一般住宅、駐車場で、現在、借家住まいのため申請地に持家を建築し永住し、また林業の仕事で使用する大型トレーラーやユンボの駐車場として利用したいとのことから申請が出ております。農地の区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当いたします。</p> <p>この件につきましては、農振除外申請があり令和 5 年 2 月 20 日に現地調査を行い、令和 5 年 2 月総会で審議していただいた案件であり、現在、県との変更協議中であります。申請内容については当時から変更ありません。県の許可は除外後となります。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>「5-5-6」についても、令和 5 年 2 月に農地除外申請が提出され、その時点で現地調査を行っております。今回 5 条申請が提出されましたので、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-5-6」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして 5 ページをお開きください。</p> <p>議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和 5 年 7 月集計分について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の令和 5 年 7 月集計分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転ですが、内之浦地区は該当ありませんでした。高山地区は田が 4 件の 7 筆で 5,705 平方メートル、畑が 1 件の 1 筆で 1,016 平方メートルでした。詳細につきましては 6 ページに掲載してあります。この案件は先月までの総会であつせん申し出があつた分になります。</p> <p>次に 2 番の利用権設定です。内之浦地区ですが、再設定は田が 5 件の 6 筆で 7,849 平方メートルでした。</p> <p>高山地区ですが、新規設定は田が 3 件の 4 筆で 3,423 平方メートル、畑が 9 件の 15 筆で 21,440 平方メートル、再設定は田が 6 件の 13 筆で 15,481 平方メートル、畑が 8 件の 8 筆で 14,546 平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 14 件の 23 筆で 26,753 平方メートル、畑が 17 件の 23 筆で 35,986 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、31 件の 46 筆で 62,739 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 7 ページ、高山地区が 8 ページから 9 ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>所有権移転が 7 ページに 4 件ありますので審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしと認め、所有権移転 4 件については提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、利用権設定について審議いたします。</p> <p>内之浦地区が 7 ページに 5 件あります。まずはお目通しのほどお願いいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>それでは、内之浦地区の5件を一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしと認め、内之浦地区の5件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、高山地区が8ページから9ページに25件あります。まずは、お目通しのほどお願いいたします。</p> <p>まず4番に上名主委員の関係する申請がありますので、その案件から審議いたします。上名主委員の退席をお願いします。（上名主委員退席）</p> <p>それでは、4番について審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしと認め、4番の申請については、提案どおり許可することに決定いたしました。（上名主委員入室・着席）</p> <p>さらにお目通しのほどお願いいたします。</p> <p>それでは、4番を除く1番から25番までを一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしと認め、高山地区の25件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、10ページをお開き下さい。</p> <p>報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」4件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p><b>【なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました4件分の確認を終わります。</p> <p>つづきまして、11ページをお開きください。</p> <p>報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が14件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-5-23」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-5-23」について説明いたします。</p> <p>申出人が、肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町後田字〇〇 〇〇番で、地目・面積は田が1筆1,067平方メートル、あっせんの種類が貸付希望で、希望価格については無償、希望期間は3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-23」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と大窪委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-24」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-24」について説明いたします。</p>

	<p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田地区の第四肝付、第五・第六肝付の畑かん受益地で、地目・面積は、畑が6,000平方メートル以上の集約農地、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については10アール当たり200,000円で、その他条件としてハウス設置予定となっています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-24」のあっせん委員に、地区委員の永野委員、大窪委員、上岡委員、藤井委員、中村委員の以上5人でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-25」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-25」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1,945平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については10アール当たり5,000円、希望期間は3年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
	藤井委員より、発言の申し出あり
藤井委員	「あ-5-25」につきましては、先程、貸付による利用権設定を締結してきましたので、この申請は取り下げをお願いします。
議 長	<p>ただいま藤井委員からありましたが、利用権設定が決まったとのことですので「あ-5-25」のあっせん申出は、取り下げることといたします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-26」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-26」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町後田字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、畑が2筆計2,487平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については10アール当たり150,000円です。</p> <p>場所につきましては、〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-26」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-27」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-27」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1筆1,613平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については1筆700,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇センターの南側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-27」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-28」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	「あ-5-28」について説明いたします。

	<p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町南方字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田 1 筆 279 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については 1 筆 20,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇センター付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-28」のあっせん委員に、地区委員の冷水委員と福園委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-29」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-29」について説明いたします。</p> <p>申出人が京都府〇〇市〇〇 〇丁目〇〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外 2 筆で、地目・面積は、畑が 3 筆計 1,547 平方メートル、あっせんの種類は譲渡または貸付希望です。希望価格については周辺相場希望期間は 5 年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある畑と〇〇付近にある畑になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-29」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と中嶋委員でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>次に 15 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん申し出に係る整理について、15 ページから 18 ページにあっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めていただきました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ掲載しております。</p> <p>あっせんが成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧ください、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして何かありませんか。</p>
	<p><b>【なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは、質問等ないようですので、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について終わります。</p> <p>その他に入りますが、みなさんから何かありませんか。</p>
事務局	<p>7 月 3 日（月）から 8 月 4 日（金）まで農地利用最適化推進委員の募集を行っておりますが、7 月 19 日までに応募があった分について、7 月 20 日に町のホームページで中間公表を行っております。中間公表時点では 10 名の応募があり、本日現在までに 12 名の応募がありましたことを委員の皆様にはご報告いたします。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
	<p><b>【なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>ないようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、8 月 25 日（火）の予定ですが、任期中の最後の総会となりますので開催場所と開催時刻を変更させていただくことになるかもしれません。日程が確定いたしましたら皆さんにお知</p>



	らせいたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、7月の定例総会を閉会いたします。
--	--

<午前 10 時 41 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 5 年 7 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 黒江 幹也

委 員 冷水 正行